

「ひきこもり状態にある者を対象としたオンライン居場所の開設業務」 仕様書

1 業務の名称

ひきこもり状態にある者を対象としたオンライン居場所の開設業務

2 目的

対面でのコミュニケーションや外出することが苦手な者など、実際に居場所に行くことが困難なひきこもり状態にある者の中間的・過渡的な「居場所」として、オンライン（WEB 会議アプリ等）を活用した居場所（以下「オンライン居場所」という。）を開設し、ひきこもり状態にある者の仲間づくりや社会とつながるきっかけを創出することにより、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援する。

3 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

4 業務内容

パソコンやタブレット、スマートフォン等を使用して音声及び映像（ビデオ）で会話する WEB 会議アプリ等を活用し、ひきこもり状態の者が、自宅等において他者と直接会うことなく、安心して会話できるオンライン居場所を開設する。

（1）開設日数

12日以上（毎月1日以上開設すること）

（2）参加対象者

原則として、県内に在住・在勤するひきこもり状態にある者を対象者とするが、それ以外の者の参加を妨げない。

（3）要件等

- ①1日あたり連続して1～2時間程度オンライン居場所を開設すること。
- ②オンライン居場所の開設時間中はファシリテーター（管理者）を配置すること。
 - ※ファシリテーターは、ひきこもり者の気持ちに寄り添うことができ、ひきこもり支援の経験等がある者が行うこと。
 - ※ファシリテーターは必ずしも会話に常時参加する必要はないが、他者への誹謗・中傷、参加者を不安にさせる発言、暴力・政治・宗教等居場所に相応しくない発言等があった場合には、適宜、話題の軌道修正を行うこと。
 - ※オンライン居場所の参加者の状態を観察し、可能と判断した場合は、適切なタイミングで仲間づくりや現実の居場所への参加を促すこと。
- ③開設するオンライン居場所の特徴を定め、ひきこもり状態にある者が参加しやすい環境とすること。
 - 〔特徴の例〕参加者の属性（元ひきこもり者、就労経験の有無、発達障害やその他の疾病の有無等）、話すテーマ（音楽、趣味等）、開催日時（曜日、夕方等）、主催者の属性（ピアサポート、支援機関等）
- ④匿名での参加を可能とするが、原則として同じニックネームで参加するよう促すこと。
- ⑤オンライン居場所への参加者を受託者の支援対象者や他の支援者からの紹介があった者に限定するなど、オンライン居場所の参加者が、知り得た個人情報や本人の同意を得ずに、参加者以外の者に漏らすことがないよう、オンライン居場所の参加・運営ルールを定め、徹底を図ること。
- ⑥別途提示する兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守すること。
- ⑦ファシリテーターが収拾できない事態が発生した場合に相談できる者を確保すること。（精神科医、保健師、精神保健福祉士、公認臨床心理士等の有資格者が望ましい）
- ⑧兵庫ひきこもり情報ポータルサイト（<https://hyogo-hopstepjump.info/>）に掲載を申し込むこと。

5 経理に係る留意事項

- （1）対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。
- （2）要した経費は、通帳や領収書等で確認できるようにすること。
- （3）専用の会計帳簿を備え、経費の使途を明らかにすること。